２０２６年認定商品募集について

**「大津百町百福物語」ブランド ２０２６年認定商品　募集要項**

|  |  |
| --- | --- |
| １．主催 | 大津物産振興支援事業実行委員会（事務局：大津商工会議所） |
| ２．事業目的 | 本事業は、かつて百町と称された地域（以下「対象地域」と略す）に関する物産品や様々な資源（素材・歴史・文化・技術）を活用し成長が期待できる商品を中心に、大津の賑わいに貢献できる可能性の高い商品を支援し、かつての百町の賑わいを市民の誇りとして次世代につなげつつ、産業振興に貢献することを目的に実施する。 |
| ３．申請資格 | ①大津市内に活動拠点を持つ事業所（団体）  ②事業目的を理解し、主催者とともに持続的なブランド推進活動ができる事業所（団体）  ③申請事業所（団体）は市・県税に未納がないこと。 |
| ４．申請対象商品 | １事業所あたりの申請商品数は１品とし、以下のすべてに該当する必要がある。  ①対象地域の特産品ならびに様々な資源（素材・歴史・文化・技術）を活用した商品を中心に、大津の賑わいに貢献できる可能性の高い商品で、他地域の商品に負けない特徴、品質を有する食品および民工芸品等。  ②市場への安定供給が可能で、かつ安全、安心な商品で申請時に商品化され、流通している消費財（一般消費者が購入できるもの）であること。  ③多くの消費者に受け入れられる品質を有する自社商品であること。  ④安心、安全な商品であること。  ⑤関係法令に準拠し、かつ違反していない商品であること。  ⑥他の特許品または登録品の模倣品ではないこと。  なお、１事業所あたりの通算認定商品数の上限は３品とする。 |
| ５．認定有効期間 | ２０２５年１月１日を起点とし、３年毎に商品内容等の確認を行い、更新をすることとする。ただし、辞退ならびに認定を取り消された場合は、その限りではない。また、本事業実施状況に応じて期間変更がある場合がある。 |
| ６．認定の取り消し | 認定を受けた商品や事業者が次の各項に該当するときは本実行委員会において認定を取り消すことができる。  （１）申請資格、申請対象商品、ブランド認定の諸条件を満たさなくなった場合  （２）登録料など経費の支払いを怠った場合 |
| ７. 認定の辞退 | 認定期間中であっても、規定の辞退届により、認定を辞退することができる。 |
| ８．申請・登録料 | 申請料は無料であるが、登録料は１登録商品ごとに年間１０，０００円とする。  また、登録料は「大津百町百福物語」ブランド・プロモーション費用等に活用する。 |
| ９．申請方法 | 所定の認定申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに大津物産振興支援事業実行委員会あてに提出する。   1. 申請期間：令和７年９月１日（月）～９月３０日（火） 2. 審査結果発表：令和７年１１月上旬に審査・発表を予定 3. 申請用紙：様式１「認定申請書」 |
| １０．提出書類 | ＜必須＞  ①認定申請書（様式１）  ②申請商品の写真データ（※認定後、PR用ツールで活用する。）  ③申請商品のカタログなど商品概要のわかるもの  ④申請商品にかかる必要な営業許可、販売許可などの写し  ⑤市税・県税に未納がないことを証する各証明書  ＜任意＞  ①会社や申請商品、代表者に関する紹介記事（新聞、雑誌、書籍などの写し）  ②申請商品に特許権、商標権等を取得している場合はその写し |
| １１．選考方法 | 選考審査は、学識経験等幅広い層から大津物産振興支援事業実行委員会が選任した委員からなる評価・選考組織にて、選考基準に基づき審査を行い、認定する。なお、選考に当たっては商品説明について、プレゼンテーションを行うものとする。提出書類は原則として返却しないものとする。また、必要に応じて、生産現場を訪問する場合がある。 |
| １２．選考基準 | 「大津百町百福物語」ブランドの認定を受けるためには、以下の条件を満たしていることが必要である。  ①原則として、対象地域内における様々な資源（素材・歴史・文化・技術）と申請商品との間に関連する商品ストーリーがあること。  ②商品やその製法、素材に対するこだわり、技術の独自性・新規性、ユニークな取り組み、独自のアイデア・工夫があり、技術革新や挑戦があるなど、独創性や技術性など高い評価を得られるものであること。  ③大津地域の活性化に貢献できること。  ④申請事業所（団体）が事業目的を理解し、申請商品を通じた「大津百町百福物語」ブランドの推進に対し、前向きな姿勢であること。 |
| １３．その他 | 「大津百町百福物語」ブランド認定後は、認定品の認知度向上に向けた取り組みを、認定品取扱い事業者と大津物産振興支援事業実行委員会が連携しながら進める。 |